# つちはし事務所通信



発行: つちはし社会保険労務士事務所 〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2024年4月1日

4

April 2024



改正決定

## 「給与の支払者のための令和6年分所得税の定額減税のしかた」の確認

「令和6年度税制改正の大綱」に、令和6年分の所得税について定額減税を実施することが盛り込まれました。正式決定前ですが、その重要性から、正式決定した場合の定額減税の事務手続の内容が国税庁から公表されています。給与所得者(社員)に対する所得税の定額減税は、給与の支払者(会社)において行うこととされていますので、そのポイントを紹介します。

## ····給与の支払者の事務のあらまし/国税庁の資料より··

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲 欄適用者)に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額か ら定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与等(賞与を含みます。以下同じです。)に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務(以下「**月次減税事務**」といいます。)と
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務(以下「**年調減税事務**」 といいます。)
- の二つの事務を行うことになります。

令和6年1~5月

令和6年6月~

月次減税事務

定額減税額の 全額控除後

年末調整時

## 年調減税事務

この間に支払う給与等は、 現行所得税法に規定する 税額表等により源泉徴収 令和6年6月以後の 給与等に対する 源泉徴収税額から 定額減税額を控除

この間に支払う給与等は、 現行所得税法に規定する 税額表等により源泉徴収 年末調整の際、 年末調整時点の 定額減税額に 基 づ き 精 算 ★なお、定額減税額は、本 人分の3万円に、同一生 計配偶者又は扶養親族1 人につき3万円を加算し た額であり、同一生計配 偶者又は扶養親族の有無 や数は、基本的に、扶養控 除等申告書により判断す ることになります。



★令和6年においては、給与計算の一環として、上記の事務手続が追加されることになりそうです。対象となる社員には、"合計所得金額が 1,805 万円以下"などの要件がありますが、扶養控除等申告書を提出しているほとんどの社員が対象になると思われます。なお、個人住民税については、令和6年6月の住民税は特別徴収されません。令和6年7月~令和7年5月まで、減税額を差し引いた額で特別徴収されます。住民税決定通知書で減税額が通知されます。早めに詳しい内容を知りたい場合は、気軽にお声掛けください。

重要

# 令和6年度の雇用保険の保険料率 前年度と同率(据え置き)

●令和6年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳(令和5年度の率と同じ)

内 訳	雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率
事業の種類		被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業	1,000 分の 15.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000 分の 3.5
			計 1,000分の9.5	
いわゆる農林水産業	1 000 () @ 17 [	1,000 分の7	1,000分の7	1,000 分の 3.5
清酒の製造の事業	1,000 分の 17.5		計 1,000分の10.5	
いわゆる建設の事業	1,000 分の 18.5	1,000 分の7	1,000分の7	1,000 分の 4.5
			計 1,000分の11.5	

## 要確認

# 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた「ベースアップ評価料」が新設

政府は経済好循環のため大幅な賃上げを目標として掲げており、3月の新聞をにぎわせた今年の春闘では、実に33年ぶりという5%台の賃上げが話題となっています。そのような背景の中、令和6年度の診療報酬改定では、2024年度にベースアップ分で2.5%の賃上げ、25年度に同じく2.0%の賃上げを行う」方針が決まり、この方針に沿って、「ベースアップ評価料」が創設されました。

## **★賃上げの対象となる職員は?**

対象とするのは医師及び歯科医師を除く医療に従事する職員で専ら事務作業を行うものは含まれない、 とされています。なお、事務作業を行うものであっても医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門 とする職員の補助として行う事務作業を除くとされていますので、医療クラーク等は対象となります。

## ★公平性と納得感のある配分方法がカギ

新設されたのは、①初・再診時や在宅医療で算定する「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」、②同評価料(I)で 1.2%の処遇改善を行えない医療機関を救済する「外来・在宅ベースアップ評価料(II)」、③入院で算定する「入院ベースアップ評価料」、④訪問看護ステーションで算定する「訪問看護ベースアップ評価料(I)」、⑤同評価料(I)で 1.2%の処遇改善を行えない訪問看護ステーションを救済する「訪問看護ベースアップ評価料(II)」 II の II を II の II の II を II の II の II を II の II の

そして、これによる収益は、全額医療従事者の処遇改善に充てることが求められています。ただし、どの職種や職員の賃上げを何%行うかについては、各医療機関に判断が委ねられており、公平性と納得感のある配分方法がカギとなりそうです。

## ★賃上げ促進税制との関係

一定の基準を満たした場合には、賃上げ促進税制の対象となり、 増加額の一部を税額控除することが可能となります。

★今年は医療報酬の改定と介護報酬の改定が同時に行われる年。介護報酬改定に伴い現在3種類の介護処 遇改善加算についても6月から1本化され、加算率も引上げられます。あわせて準備をお忘れなく。

#### あとがき◆つちはし事務所より

🍁 4月になって年度が変わり、次の通りさまざまな法改正が施行されます。準備は OK でしょうか。

物流業・建設業・医師の時間 外労働規制	働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されています。物流業・建設業・医師など一部の業種では上限規制が猶予されてきましたが、2024 年 4 月からは上限規制が適用。
トラック・バス運転手の改善基準告示が改正	トラック・タクシー・ハイヤー・バスなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため拘束時間、休息時間の基準を定めている「改善基準告示」が 2024 年 4 月 1 日から改正
労働条件の明示ルールの変 更	労使間の認識のズレや、有期雇用者の無期転換をめぐるトラブルを未然に 防ぐ目的で、現在使用者側に義務付けられている明示事項に新たに 4 項目 が追加されます。
障害者の法定雇用率引き上 げ	民間企業での障害者の法定雇用率は 2024 年 4 月より 2.3%から 2.5% へ、2026 年 7 月より 2.7%へ段階的に引き上げられます

ご不明な点があれば、つちはし事務所までお問い合わせください。

- ☆ この春、政府はデフレ脱却のため、中小企業は人手不足解消のための「賃上げ」が 大目標となっています。そのため賃上げを後押しする制度も様々登場しています。 まずは、上記記事にもある「賃上げ促進税制」の強化。中小企業では全雇用者の 給与等支給額の増加額の最大 45% を税額控除するという大盤振る舞いです。
- ・事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等 を行った場合に、費用の一部を助成する業務改善助成金という選択肢もございます。

